



平成21年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社クエスト
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 和朗
(J A S D A Q ・ コード 2 3 3 2)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 常 務 取 締 役 長 濱 隆
電 話 0 3 - 3 4 5 3 - 1 1 8 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催予定の第45回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」いわゆる決済合理化法が平成21年1月5日に施行されたことに対応すると共に、単元未満株式の買増制度を導入するため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成21年6月23日（火曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (<u>单元株式数及び单元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>② <u>当社は、单元株式数に満たない株式(以下单元未満株式という。)についての株券は発行しない。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 <u>当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、新株予約権並びに株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿及び新株予約権原簿等への記録</u>、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、新株予約権並びに株券喪失登録の手続、その他株式に関する取り扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料については、<u>法令または本定款のほか</u>、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>付則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上